

鞍手町立古月小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年4月1日改正

1 いじめ防止等に対する本校の基本的な考え方

すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で、自己実現を目指し伸び伸びと生活できる。しかし、子どもの生活の場にひとたびいじめを発生させると、その健やかな成長が阻害されるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなる。いじめは決して許される行為ではないということをしっかり踏まえ、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していかなければならない。

そこで、いじめを防止するために次の点を共通確認し、本校としての方針を具体化する。

- (1) いじめはどの集団でも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、社会全体で真剣に取り組む。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する。
- (4) 子ども自身が、安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 本校のいじめ防止基本方針

(1) 目的

学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら校区全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るために基本事項を定めることで、学校・保護者・地域が一体となって、子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 内容

学校基本方針の具体的な内容は、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「いじめへの対処」などいじめの防止等全体に係る内容とする。

3 いじめ防止に向けた基本方針

学校として、次の点を踏まえ推進する。

- (1) あらゆる教育活動を通して誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じたいじめを防止する取組を実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期解決ができるよう、保護者や地域・関係機関と情報を共有しながら指導に当たる。

- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、子どもへの定期的なアンケートや個別の面談を実施して学校組織を上げて子ども一人一人の状況把握に努める。

4 いじめ防止等の対策

(1) いじめ防止のための組織の設置

いじめ・不登校対策委員会を設置し、日頃からいじめ問題や生徒指導上の課題に対応する。

いじめ・不登校対策委員会

【校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年代表、養護教諭、SC、SSW】で構成する。

○ いじめ不登校対策委員会は、月1回開催する。SC、SSWは必要に応じて参加。

※ 重大事態の場合は「いじめ・不登校対策委員会」に学校医等を加えて構成し、直方警察署や飯塚サポートセンターと連携を図る。

(2) いじめ・不登校対策委員会の役割

○ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成

○ いじめの相談・通報の窓口

○ いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに関わる情報収集と記録・共有

○ いじめを察知した場合の情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の組織的な推進

○ 学校の基本方針の策定や見直し、運営及びそのチェック、いじめ対応についてのケースの検証や計画の見直し

5 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめを生まない教育活動の推進

○ 子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりを行う。 【生徒指導の視点に立った授業】

○ いじめ防止の観点から豊かな心の育成のための教育活動全体を通して、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、いじめ対応に関わる教職員の資質向上のための取組計画を具体化する。

【道徳の時間を中心に】

○ 子ども自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。 【特別活動を中心に】

○ ソーシャルスキルや縦割り班活動等を活用し、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。 【特別活動の取組を中心に】

・ 1年生を迎える会 ・ 異学年交流 ・ 4・5年宿泊学習 ・ 6年修学旅行

・ ゲーム集会 ・ 感謝集会 ・ 全校レクレーション ・ 6年生を送る会

○ 教職員の言動が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめの助長をしたりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

・ 校長による「命の大切さ」や「いじめに関する講話」の実施等。

(2) いじめの早期発見をするための取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細なことでもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりしない。このために、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを

高く保つ。

- チェックリストを活用する
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施する
- インターネットや携帯電話を利用したいじめについては、関係機関と連携し状況把握と早期発見・早期対応をする
 - ・ 12月に「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を開催。(内容: ネットや携帯電話を利用した誹謗中傷・いじめ等の防止について)

(3) 教員研修の充実

- 学校基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する校内研修を実施する。
 - ・ 学校基本方針の共通理解(特に、教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ることなど)
 - ・ 未然防止、早期発見
 - ・ 生徒指導の視点に立った授業について
 - ・ スクールアドバイザーを招いての研修

(4) 児童・保護者・地域等への啓発

- 学校いじめ防止基本方針を入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- いじめに特化したリーフレットや「家庭用チェックリスト」の配付など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。
- 福岡県 PTA 連合会による「いじめ撲滅月間」の取組や、校区育成会との連携を推進する。
- 子どもホットライン 24 相談窓口や鞍手町の相談窓口等の周知の徹底を図る。

(5) いじめの発見・通報を受けた時の対応【対応マニュアル参照】

速やかにいじめ・不登校防止対策委員会が中心となり、被害を受けた子どもを守り通すとともに、加害児童には人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 加害児童に対しては、事情や心情を聴取し再発防止に向け適切に指導するとともに、状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

※ 留意事項

これらの対応は、教職員全体の共通理解や保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと行う。

(6) 評価を通しての見直し・改善

学校評価に位置づけ、達成目標を設定すると共に適切に評価し、取組の改善を図る。

6 重大事態への対処

いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命や身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し被害児童を守る。その際、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向に配慮し、警察に相談・通報し連携して対応する。

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(2) 重大事態の判断

- 生命、心身又は財産に重大な被害について
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合

※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

○ 相当の期間について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席している場合には、鞍手町教育委員会又は本校の判断で、迅速に調査を行う。

(3) 重大事態への対処として実施すべき事項

○ 学校が実施すべき事項（法令の整理）

- ・ 重大事態に係る学校が調査を行う場合、組織の設置と事実関係の調査(第 28 条第1項)
- ・ 関係児童及び保護者への情報提供(第 28 条第 2 項)
- ・ 重大事態の発生にともなう市町教育委員会を通じた市町長への報告(第 30 条第 1 項)

(4) 学校の設置者又は学校による調査

○ 重大事態の発生と調査

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに鞍手町教育委員会に、事態発生について報告する。
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為は、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を明らかにする。
- ・ 本校が調査主体とならなかった場合、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

○ 調査を行うための組織

- ・ その事態が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。
- ・ 本校が調査主体となって調査する場合、組織は「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え組織する。

(5) 調査結果の提供及び報告

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

鞍手町教育委員会又本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について説明する。

○ 調査結果の報告

調査結果については、鞍手町長及び福岡県教育委員会に報告しなければならない。